別表第二の発電所の項一の中欄1柱書き中「発電所」を「出力二十キロワット以上の発電所」に改め、同項一の下欄中1(9)の次に次のように加える。

	(10)　(1)から(5)まで及び(7)から(9)までにおいて掲げるもののうち二以上のものを組み合わせた合計出力三百キロワット以上の発電所の設置

別表第二発電所の項二の（一）の中欄柱書き中「発電設備」を「出力二十キロワット以上の発電設備」に改め、同項二の（一）の下欄中(9)の次に次のように加える。

	(10)　(1)から(5)まで及び(7)から(9)までにおいて掲げるもののうち二以上のものを組み合わせた合計出力三百キロワット以上の発電設備の設置

別表第二発電所の項二の（二）の1の(2)チの下欄2(1)中「（最高使用圧力が九百八十キロパスカル以上のものに限る。以下別表第二及び別表第三において同じ。）」を削り、同項二の（二）の1の(2)中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ　脱水素設備	1　発電設備に係る脱水素設備（水素化合物から触媒反応によって水素を製造する設備をいう。以下別表第二及び別表第三において同じ。）の設置 2　発電設備に係る脱水素設備の改造であって、次に掲げるもの (1)　脱水素設備用容器（最高使用圧力が九百八十キロパスカル以上のものに限る。以下別表第二及び別表第三において同じ。）、ガス圧縮機又はガス用配管の設置 (2)　脱水素設備用容器の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの (3)　ガス圧縮機の能力又は吐出圧力の変更を伴うもの (4)　脱水素設備用容器の胴又は安全弁に係るもの (5)　ガス用配管の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの (6)　脱水素設備用容器の伝熱面積の変更を伴うもの (7)　ガス用配管の変更に係る長さが百メートル以上のもの

別表第三の一の項（二）の8の中欄中「加熱用熱源の」の下に「種類」を加え、同項（二）の12を13とし、11の次に次のように加える。

12　脱水素設備	1　脱水素設備（蒸発器を除く。）に係る次の事項 (1)　種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）及び主要な管の外径、厚さ及び材料	脱水素設備及びガス圧縮機の構造図 制御方法に関する説明書 脱水素設備の保安物件に対する離隔距離に関する説明書 脱水素設備及びガス用配管の強度計算に関する説明書 脱水素設備の緊急停止装置に関する説明書 脱水素設備に係る系統図 脱水素設備に附属する管の配置の概要を明示した図面
	2　蒸発器に係る次の事項 (1)　種類、加熱用熱源の種類及び入口及び出口の圧力、温度及び量 (2)　安全弁の種類、吹出圧力、吹出量及び取付個数及び箇所 3　ガス圧縮機の種類、型式、入口及び出口の圧力、回転速度、個数並びに原動機の種類及び出力 4　脱水素設備に属する配管に係る次の事項 (1)　主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (2)　安全弁の種類、吹出圧力、吹出量及び取付個数及び箇所	